

全建事発第 140 号

令和 3 年 2 月 1 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会 長 奥 村 太 加 典  
〔公 印 省 略〕

### 公共工事の円滑な施工確保について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 1 月 28 日に令和 2 年度第 3 次補正予算が成立したところですが、防災・減災、国土強靱化対策の加速化を図り、国民の安全・安心を確保するためには、今度の公共工事の円滑かつ適切な執行を図ることが重要となります。

これを踏まえ、総務省及び国土交通省では、地方自治体に対して、別添のとおり公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 20 条第 2 項に基づき、公共工事の円滑な施工確保を図るよう要請するとともに、公共工事の円滑な施工確保対策の充実を図るための取組実施等をお願いした旨通知がありました

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上